

◎海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律

(平成二十二年五月一九日法律第三三三号)

一、提案理由

(平成二十二年四月二日・衆議院国土交通委員会)

○前原国務大臣 たいだいま議題となりました海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

船舶からの油の排出による海洋汚染及び排出ガスの放出による大気汚染の防止につきましては、これまで、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅰ並びに附属書Ⅵに基づく規制を設けているところ、規制の実効性をより高める必要があるとの認識のもと、平成二十年十月に、船舶による大気汚染の防止を目的とした同附属書Ⅵの改正が、平成二十一年七月に、油による海洋汚染の防止を目的とした同附属書Ⅰの改正が採択されるなど、国際的な規制の強化が進んでおります。

我が国としても、国際的な連携のもと、船舶からの油の排出による海洋汚染及び排出ガスの放出による大気汚染の防止を図るための措置を講じ、国際的な責務を果たしていく必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、他のタンカーとの間におけるばら積み貨物の積みかえを行う一定のタンカーに船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備え置きまたは掲示を義務づけるとともに、当該貨物油の積みかえの際の事前通報を義務づける等、船舶からの油の排出による海洋汚染を防止するための規制を強化することとしております。

第二に、窒素酸化物の放出規制の対象となる原動機の範囲を拡大する等、船舶からの排出ガスの放出による大気汚染の防止のために、窒素酸化物、硫黄酸化物等の放出に係る規制を強化することとしております。

その他、これに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろし

くお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二二年四月二七日)

○川内博史君 たいいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅵの改正に対応するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積みかえを行う一定のタンカーに、船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備え置きまたは掲示を義務づけるとともに、当該貨物油の積みかえの際の事前通報を義務づける等、船舶からの油の排出による海洋汚染を防止するための規制を強化すること、

第二に、窒素酸化物の放出規制の対象となる原動機の範囲を拡大する等、船舶からの排出ガスの放出による大気汚染の防止のために、窒素酸化物、硫黄酸化物等の放出に係る規制を強化すること

などであります。

本案は、去る四月二十日本委員会に付託され、二十一日前原国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日より質疑

に入り、本日質疑終了後、採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二二年五月二二日)

○椎名一保君 たいいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約、いわゆるMARPOL条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅵの改正に対応するため、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う一定のタンカーに船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備置き又は掲示、当該貨物油の積替えの際の事前通報等を義務付けるとともに、窒素酸化物の放出規制の対象となる原動機の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、油の海上流出事故対策、国益を重視した条約の批准の必要性、船舶の排出ガス等に対する環境対策の現状と課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。